

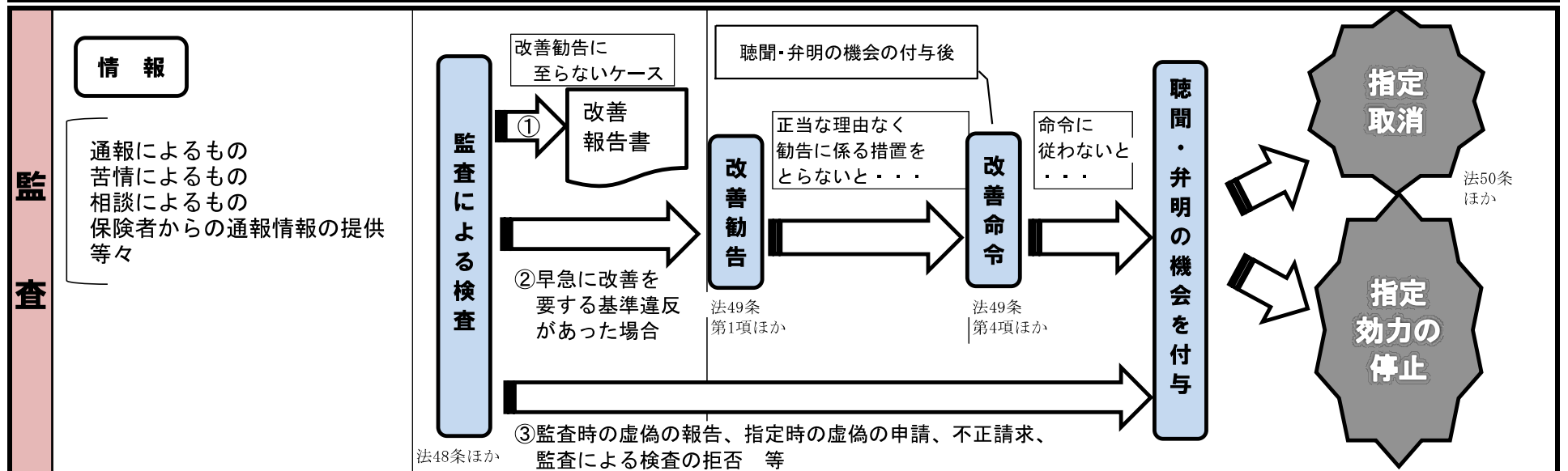
令和 6 年度
指定障害福祉サービス事業者等の
指導・監査について

福島県社会福祉課
(事業所監査担当)

令和 6 年 7 月
(指定障害福祉サービス事業者等集団指導)

県が行う指定障害福祉サービス事業者に対する指導・監査について

指導の基本的な方針		効果
指導	集団指導 ◆講習の方式（4会場で実施） ①前年度の実地指導時の指摘事項 ②制度改正の説明 等 } サービス事業者の育成を支援	制度の理解 不正の防止
	実地指導 ◆事業所に出向いて実施 ①運営指導 人員基準、運営基準を満たしているのかを確認 ②報酬請求指導 各種加算等の請求が適正であるのかを確認 ※根拠法令 障害者総合支援法第11条ほか	より良い ケアの 実現
	指導 運営基準違反、不適切な請求等が確認された場合 ⇒ 改善指導(必要に応じ過誤調整) ⇒ 監査への切替 { 利用者の生命に危険がある 不正請求の疑いのある	



【運営指導及び監査について】

(1) 指導・監査の実施形態

指導体制についてはその目的に応じて、「指導」と「監査」の2つの実施形態があります。

【指導】

● 集団指導

- ・ 障害福祉サービス事業者に対して、過去の指導事例、留意点及び制度の改正内容について、原則として年1回講習会形式で行う。(令和6年度オンライン等による開催)

● 運営指導

- ・ サービスの内容等や自立支援給付等の請求の適正化を図ることを目的に定期的に実施します。
- ・ 前年度の運営指導結果等を踏まえ、必要と判断される場合や苦情の通報などがあれば、続けて運営指導を実施することがあります。
- ・ 障害者(児)虐待が疑われるなどの理由により、緊急に運営指導を行う場合があります。

【監査】

- ・ サービスの内容や自立支援給付等の請求に不正又は著しい不当が認められる場合又はその疑いがある場合(指定基準違反等)に実施します。事業所の指定取消となることもあります。



☆事業所は国基準及び県条例に準じた運営をする必要があります☆

(2) 運営指導の流れ

対象事業所 約1ヵ月前	<ul style="list-style-type: none">● 事前通知の発送● 事前提出書類の作成・提出依頼(運営規程や重要事項説明書、利用者一覧、勤務実績表 等)
当日 (運営指導)	<ul style="list-style-type: none">● <u>事業所内の視察(設備等実地確認のポイントにより確認しています。)</u>・ 国基準や県条例の備品や部屋が整備されているか・ 利用者への処遇がどのように行われているか・ 重要事項説明書の掲示があるか 等

	<ul style="list-style-type: none"> ●事前調書に基づき管理者等からの聞き取り <ul style="list-style-type: none"> ・運営（管理者の責務、勤務体制の確保、苦情報告等） ・人員（資格、雇用契約、勤務状況 等） ・報酬（加算状況、人員体制 等） ・処遇（個別支援計画それに付随する業務 等） <p>上記について、書類を確認して講評を行う。</p>
--	--



結果通知	<ul style="list-style-type: none"> ● 終了通知（指摘事項がない場合）⇒ 運営指導終了（運営指導から約1ヵ月後を目安） ● 結果通知（県基準や国通知と比較し改善すべき指摘事項がある場合）⇒ 改善結果報告を求める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ <p style="text-align: center;">改善結果報告の提出（事業所）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">終了通知（改善結果内容了解） （運営指導から約3ヵ月後を目安）</p>
------	--

※ 要綱等について

県が定めている障害福祉サービス等に係る指導及び監査に関する実施要綱については、福島県社会福祉課（福祉監査担当）のホームページで公表していますので必要に応じてご確認ください。

URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025b/syougai-shidou-syuudan29houshin.html>

令和5年度指定障害福祉サービス事業者等指導状況について

福島県社会福祉課

1 実地指導(対象事業者等において実地に行う指導)

※ 県指導対象数は令和5年4月1日現在

種 別		県指導対象数	指導実施数	実施率	指摘・指導数
		a(箇所)	b(箇所)	b/a(%)	c(箇所)
事業所	居宅介護	120	9	7.5%	7
	重度訪問介護	107	6	5.6%	5
	同行援護	30	2	6.7%	2
	行動援護	7	2	28.6%	1
	療養介護	1	0	0.0%	-
	生活介護	96	9	9.4%	7
	短期入所	46	3	6.5%	2
	重度障害者等包括支援	0	-	-	-
	施設入所支援	28	1	3.6%	0
	自立訓練(機能訓練)	0	-	-	-
	自立訓練(生活訓練)	7	1	14.3%	1
	宿泊型自立訓練	1	1	100.0%	1
	就労移行支援	8	1	12.5%	1
	就労定着支援	5	1	20.0%	0
	就労継続支援A型	19	7	36.8%	6
	就労継続支援B型	124	17	13.7%	16
	自立生活援助	1	0	0.0%	-
	共同生活援助	86	6	7.0%	7
	一般相談(地域移行)	25	0	0.0%	-
	一般相談(地域定着)	23	0	0.0%	-
	児童発達支援	79	11	13.9%	10
医療型児童発達支援	0	-	-	-	
放課後等デイサービス	121	18	14.9%	19	
保育所等訪問支援	20	2	10.0%	2	
事業所計		954	97	10.2%	87

2 集団指導(説明会方式による指導)

ウェブによる動画視聴、資料閲覧形式で実施。

3 監査(不適正情報等がある場合、実地指導において不正若しくは著しい不当が確認された場合に実施)

種別	監査実施数 a(箇所)	改善勧告数 b(箇所)	指定取消数 c(箇所)	効力停止数 d(箇所)
居宅介護	1	0	0	0
就労継続支援B型	1	1	0	0
共同生活援助	2	1	0	1
合計	4	2	0	1

令和6年度指定障害福祉サービス事業者等指導方針

指定障害福祉サービス事業者等（以下「事業者」という。）に対する指導監督は、障がい者（児）の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び障がい者（児）への虐待を防止することにより、障害福祉サービス制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割を担っている。

本県においては、これまで、自立支援給付等対象サービスの質の確保及び自立支援給付費の適正化を図るために、事業者に対する指導を実施しているが、これまでの指導・監査の結果をみると、適切な事業運営が見受けられる事業者がある中で、一方では、自立支援給付費の算定及び取扱い、人員基準・勤務体制の確保、サービス計画の作成、衛生管理及び災害対策に関する指摘が多く、依然として基本的な事項に対する理解が不足している事業者がみられる。

令和6年度においては、令和3年度の制度改革により対応が必要となった身体拘束や感染症対策、業務継続計画の策定等、事業者が実施すべき措置について経過措置が終了し全てが義務化となった。

また、令和6年度の障害福祉サービス等の報酬改定においては、虐待防止の措置の未実施や業務継続計画の未策定に対して減算規定が新たに設けられ、当該措置の実施の徹底が求められているところである。

令和5年度においては、虐待による人格尊重義務違反を事由として行政処分となった事例が発生している。

事業者は、障がい者（児）に対する虐待に関して、虐待の未然防止及び虐待が発見された場合の適切な対応の徹底を図っていく必要がある。

以上の状況を踏まえ、今年度における指定障害福祉サービス事業者等の指導・監査は、以下の重点指導事項に基づき、適切な方法により実施する。

また、必要に応じて、市町村と連携して指導・監査を行うとともに、不適正情報等のあった事業者に対しては、迅速かつ厳格に指導・監査を行うものとする。

1 重点指導事項

(1) 適切な利用者サービスの確保

ア 個別支援計画の作成について

利用者に関する情報収集、アセスメント、担当者会議の開催（利用者の参加・従業者への意見聴取）、個別支援計画の作成、モニタリング及び個別支援計画の見直し等の状況

イ 障がい者（児）虐待等の未然防止について

身体拘束の適正化、虐待防止の推進に向けた取組の状況

ウ 非常災害対策について

災害対策計画の策定及び避難訓練、地域と連携した災害対策の強化、業務継続に向けた取組の状況

エ 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症等の感染症に対する対策強化及び業務継続に向けた取組の状況

(2) 適正な事業運営及び報酬請求

ア 適正な自立支援給付費の算定について

基本報酬、各種加算の算定における関係法令等の遵守状況
減算算定の要否、実施状況

イ 人員基準、勤務体制の確保等について

適切な人員の配置状況

2 指導方法

(1) 集団指導

指定事務の制度説明、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨・目的の周知、適正な障害福祉サービス報酬請求事務指導など、制度管理の適正化を図る目的で実施する。

(2) 運営指導

事前に提出を求める資料及び自己点検表に基づき、関係書類の確認や関係者からのヒアリングを実施する等適切な方法により実施する。

3 監査

(1) 通報・苦情等により監査

通報・苦情等の内容が、「悪質な運営基準違反が疑われるもの」、「不正請求が疑われるもの」などに該当する場合は、機動的に監査を実施する。

(2) 運営指導により確認した基準違反等に基づく監査

運営指導により、基準違反や不正請求、利用者への虐待が確認された場合は、監査を実施する。